

札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等
に関する条例の一部を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）2 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等
に関する条例の一部を改正する条例

札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等に関する条
例（平成 28 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 1 条中「及び第 21 条第 1 項」を「並びに第 21 条第 1 項及び
第 2 項」に改め、「並びに病院」の次に「及び療養病床を有する診療
所」を加える。

(2) 第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（療養病床を有する診療所の人員）

第 6 条 療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者及
びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を
4 で除した数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数
を切り上げた数）

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を 4 で除し
た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上
げた数）

(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応
じた適當数

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項第 1 号及び第 2 号における入院患
者の数について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設）

第7条 法第21条第2項第3号の規定により、療養病床を有する診療所が有しなければならない施設として条例で定める施設は、第5条第1項第3号から第5号までに掲げる施設とし、その構造設備は、それぞれ同条第2項第2号から第4号までに定めるところによる。

(3) 附則に次の2項を加える。

(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

6 療養病床を有する診療所に置くべき看護師等の員数は、当分の間、第6条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を2で除した数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(旧療養型病床群を有する診療所の施設に関する経過措置)

7 平成13年3月1日において開設されていた診療所の建物（同日において現に存するもの（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第7条の規定に適合しないものを、同日以後引き続き診療所として使用している場合は、同条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

地方自治法施行令の一部改正に伴い、療養病床を有する診療所における人員及び施設に関する基準を定める権限が北海道から本市に移譲されたことから、当該基準を定めるため、本案を提出する。